

台湾における司法改革について

張 訓 嘉
(弁護士)
陳 秀 峯 訳

1999年7月6日から8日まで、台北において空前の盛況のうちに全国司法改革会議は行われた。当会議は、朝野の法曹により計画され、その出席者は朝野の法曹、研究者及び有識者を含め125人にも及んだ。当会議は三部会に分けられ、それぞれ次のようなテーマについて討論が行なわれた。(一) 司法院の位置づけ、人民の訴権に対する保障、司法裁判への民衆参与制度、民事訴訟制度の改革及び合議制度の実現など、(二) 刑事訴訟制度の改革、刑事法廷における座席配置の変更、検察組織の強化、犯罪の捜査及び防止能力の向上など、(三) 裁判官人事の改革、検察官人事の改革、裁判官と検察官に対する評価、監督及び解職、弁護士制度の改革などである。討論されたテーマは合計65件あり、そのうち、結論をえたのは46件、一部のみ結論に達したのは6件であった。

(一)の部会において結論に達したのは、主として次の通りである。(1) 司法院の位置づけについては、「一元多軌」¹⁾を短期の目標とし、「一元単軌」²⁾を終極の目標とする³⁾。(2) 義務弁護士⁴⁾の当番制度を設け、法律扶助基金会又は協会を設立し、公設弁護人制度を廃止する。(3) 専門家参審制度を取り入れた、家事裁判所、労働裁判所など専門裁判所を設ける。(4) 民事事件について審理を集中化し、第一審の事実審たる機能を強化することによって、第一審を事実審裁判の中心とし、その裁判内容をも向上させる。その後、第二審は第一審の事後審制⁵⁾に変え、第三審を厳格な法律審とすると同時に

裁量上告制を採用する。これをもってピラミット型の訴訟制度を完全なものとする。(5) 訴訟当事者が法律により裁判所の裁判評議記録を閲覧することができ、また最高裁判所の裁判官が異なった意見を付することができるようにする。

(二)の部会の議論はほとんど刑事訴訟制度の改革に関連していたが、結論として纏められたものは(一)と(三)の部会のものより少ない。その主因は、議論の結果が検察の元来の権限を剝奪し、又は検察官の法廷での職務を重くするものが多いため、当時の法務部長によって拒否されたからである。例えば(1)当事者主義の強化によって、当事者に証拠調べの主導権を与え、裁判官の職権による証拠調べの権限を弱め、検察官に実質的な証明責任を課すこととなる、(2)起訴の際、起訴状のみで証拠書類などを裁判所に提出せず、裁判所が審理するとき、検察官は被告人を訴追する証拠などを提出する起訴状一本主義の採用、(3)法廷での検察官の座席は、その高さが弁護人の座席と同じにし、且つ向かい合うようにする。各改革については討論の過程で実に沢山の意見が述べられたが、当時の法務部長の反対のため、結論として纏らなかつた。しかしながら、討論を経て出た多く意見に基づいて、その後、法曹の努力により、これら改革も段々と実現されてきた。

(三)の部会における主な結果は、次の通りである。(1)法曹三者の統一試験については同意が得られたが、将来、検察官、弁護士および学者が転任して裁判官になる裁判官任用試験を

廃止する問題には賛成者が多かったにもかかわらず、結論として纏らなかつた。(2) 司法官研修所が司法院に属するとの変更には、賛成者が多かったが、一致した結論にならなかつた。(3) 裁判官会議の事務配分に関する権能を強めるため、裁判事務の配分を裁判官の自律に基づいて行わせ、また裁判官の身分が特別の公務員に属することから、解職など裁判官の身分に関する裁判⁶⁾を特別なものとし、それが解職などを行うようにする。これについては、結論として纏ったので、裁判官に対する身分保障が強化された。(4) 検察官に対する保障については、裁判官法の準用又は司法官法の制定によるのではなく、検察官法の制定を以て保障するのが多数意見であった。(5) 裁判官、検察官及び弁護士に対する評価、監督及び解職制度に関しては、その方向について同意があったが、具体的な改革措置が欠如していた。

以上の会議の結論や多数意見のうち、司法改革会議後今日まで、実現されたものは、次の通りである。

- (1) 法律扶助法は制定され、2004年6月14日から施行されている。
- (2) 刑事訴訟法の改正により、当事者主義が強化される。
- (3) 刑事訴訟における交互尋問制度の実施。
- (4) 民事訴訟における集中審理制の実施。
- (5) 司法院において人事審議委員会が設立され、司法人事行政事項が審議される。
- (6) 義務弁護士の当番制度の設立。
- (7) 裁判官の職等への制限の取り消し。
- (8) 法廷では検察官の座席が弁護人のそれと同じ高さで向かい合う。

その他の会議の結論、特に司法院及び裁判所組織の改革にかかわる法律の制定は明らかに遅れている。例えば、司法院組織法、司法院大法官審理事件法及び裁判所組織法の改正案は、立法院において審議されているが、裁判官の一部の反対意見、主に最高裁判官の最高裁廃止反対のため、改正手続きが未だ完了していない。

裁判官法案は、法務部での意見の不一致——検察官と裁判官に共に適用する司法官法を制定するか、あるいは裁判官法を準用するかの不一致——があるため、未だ法案のままである。弁護士界にとって、一番気になるのは、裁判官法の制定である。もし、裁判官法ができると、裁判官に対する評価、監督及び解職には、法的根拠ができる。この法案を進めるために、2007年10月27日に法服姿で集団デモがあった。

司法改革について、司法院は全国司法改革会議の結論に基づき積極的に推進してきたが、幾つかの制度には、弁護士界は疑念を抱いて早くから推進するのは不適としてきた。例えば、(1) 専門家参審条例案については、弁護士界は参審員の資質の確保が難しく、心証の非公開による当事者に不利な裁判になるなどの問題があると考えたので、現在も検討中である。(2) 第二審の事後審制への変更については、弁護士界は、現在、堅実な第一審が未だ形成されていなくて、人民の訴訟上の審級利益へ悪影響を与える余地があるので、ピラミット型の訴訟制度への推進は不適と考えた。その他、法曹を育成するロー・スクール制への改革も討議中である。

注

- 1) 「一元多軌」とは、最高裁判所を廃止して、司法院に民事、刑事、行政、憲法などの各法廷を設け、それらが終審としての裁判権及び憲法解釈権を行使する。
- 2) 「一元単軌」とは、司法院に大法官を13名から15名置き、一つの法廷を構成し、それが終審として民事、刑事および行政裁判を行なうと同時に、公務員懲戒、憲法解釈及び政党違憲解散権を司る。
- 3) 台湾における政府の組織は、大統領の下に、行政、立法、司法、考試及び監察の五院を設ける。憲法77条によると、司法院は国家の最高司法機関であり、民事、刑事、行政訴訟の裁判及び公務員の懲戒を司るが、実務上の現状としては、司法院は司法行政機関しかなく、民事と刑事裁判につき、最高裁判所を最高裁判機関とし、行政訴訟には、最高行政裁判所を終審裁判所とし、公務員懲戒については、公務員懲戒委員会が審理する。また、司法院の大法官会議は、憲法解釈、法律及び命令の統一解釈を司る。
- 4) 義務弁護士とは、弁護士が自主的に無料で法律相談業務などを引き受けるものをいう。

- 5) 事後審制とは、第二審裁判所は、第一審判決に対して当事者が指摘した裁判不適の理由及び第一審の事実認定と法律適用について調べて、上訴が理由ありと認める場合だけ、改めて審理することをいう。また、第二審裁判所の証拠調べ及び審理の範囲も制限されているため、例外の情況や明らかに証拠にならない場合を除いて、原則として、第一審判決で認定された事実を改めて認定しない。
- 6) 裁判官の身分に関する保障は、台湾の憲法 81 条に、「裁判官は、終身職とし、刑事又は懲戒処

分若しくは禁治産の宣告を受けるのでなければ免職されない。法律によらなければ停職、転任又は減俸されない」との定めがある。そのうち、裁判官に対する懲戒については、現在、司法院の人事審議委員会又は監察院の弾劾が公務員懲戒委員会に送付されて、公務員懲戒委員会は当裁判官を懲戒するか否かを決定する。「裁判官法とは何か?」, http://www.jrf.org.tw/newjrf/RTE/myform_detail.asp?offset=20&id=2167 (visited Feb. 6. 2009)